葛巻町農業委員会
第 24 回総会議事録

1　日　時　令和８年６月 23 日(火)　　午後１時 35 分から午後２時 03 分

2　会　場　複合庁舎くずま～る　まき×まきホール

3　会議に付した議案

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について
報告第２号　農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について
議案第１号　葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて
議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて
議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて
議案第５号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について
議案第６号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

4　出席委員

①門　場　政　一	②久　保　　淳	③藤　森　康　隆
④明　石　義　信	⑤折　元　大　樹	⑥戸　花　豪　紀
⑦山　本　一　英	⑧星　野　順　子	⑨外　平　静　子

5　欠席委員

なし

6　議事録署名委員

②久　保　　淳　　③藤　森　康　隆

7　書記（農業委員会事務局）

折　本　　誠（事務局長）　和　野　美　歌（事務局長補佐）

議　長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第24回総会を開会します。

本日の出席委員は９名中９名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は２番久保会長職務代理者、３番藤森委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を行います。会期は、本日１日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたします。

次に日程第３、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月　日	内　　容	出　席　者
５月 21 日	盛岡地方農業委員会連絡協議会会長会議・第１回総会 （盛岡市：盛岡市役所都南分庁舎）	久保会長職務代理者、折本
５月 22 日	葛巻町農業再生協議会総会 （３ＤＥ会議室）	久保会長職務代理者
５月 27 日	一般社団法人葛巻町畜産開発公社理事会 （くずまき交流館プラトー）	門場会長
５月 28 日	農業委員会サポートシステム操作研修会（ＷＥＢ）	事務局
６月１日	岩手県農業公社との契約会（４Ａ会議室）	事務局
６月２日	令和８年度全国農業委員会会長大会 （東京都：文京シビックホール）	久保会長職務代理者、折本
６月３日	県選出国会議員への政策要請 （東京都：衆議院第一議員会館）	久保会長職務代理者、折本
６月５日	葛巻町議会６月定例議会（議場）	折本
６月８日	葛巻町議会６月定例議会（議場）	折本
	農業者年金業務担当者会議及び業務担当者研修会 （ＷＥＢ）	事務局
６月９日	葛巻町議会６月定例議会（議場）	折本
６月 11 日	葛巻町議会６月定例議会（議場）	折本
６月 15 日	市町村農業委員会会長会議・研修会 （盛岡市：エスポワールいわて）	門場会長
	現地確認（町内）	明石委員、戸花委員、事務局
６月 19 日	市町村農業委員会等農地事務担当職員研修会 （ＷＥＢ）	事務局
６月 23 日	葛巻町社会福祉協議会評議員会 （高齢者福祉センター）	外平委員

議　長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で日程第３、会務報告を終わります。

次に日程第４、報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は１ページをご覧ください。

農地法第３条の３の規定による届出書を４件受理しましたので、ご報告いたします。

１番は、●●市の●●●●さんが、田２筆、畑６筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

２番は、●●県の●●●●さんが、田４筆、畑６筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

３番は、●●●地区の●●●●さんが、田２筆、畑２筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

４番は、●●●地区の●●●●さんが、田３筆、畑３筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、６月 11 日に送付させていただいております。以上でございます。

議　長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第１号を終了いたします。

次に日程第５、報告第２号、農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は２ページをご覧ください。

農地法施行規則第 68 条第１項の規定により、解約等に係る通知書を８件受理しましたので、ご報告いたします。

１番は、●●地区の●●●●さんが、同地区の●●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田１筆、2,285 ㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和８年５月 31 日となります。

２番は、●●地区の●●●●さんが、同地区の●●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の田１筆、1,807 ㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和８年５月 31 日となります。

３番は、●●地区の●●●●さんが、●●県●●●市の亡き●●●●相続人代表●●●さん所有の●●字●●の田１筆、837 ㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和８年５月 31 日となります。

４番は、●●地区の●●●●さんが、●●●地区の●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑２筆、計 10,435 ㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和８年５月 31 日となります。

３ページをご覧ください。

５番は、●●地区の●●●●さんが、●●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑１筆、16,319 ㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和８年５月 31 日となります。

６番は、●●地区の●●●●さんが、●●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑１筆、8,814 ㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和８年５月 31 日となります。

７番と８番は、岩手県農業公社を通して、●●地区の●●●●●さんが、●●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の畑１筆、549 ㎡を賃貸借していたもので、賃借人の都合により解約するものです。解約成立日は令和８年５月 31 日となります。以上でございます。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第２号を終了いたします。

次に日程第６、議案第１号、葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は４ページをご覧ください。

葛巻町農地利用最適化推進委員の１名の欠員補充につきまして、６月 15 日締切とし公募しておりましたが、担当区域の北部地区、定数１名に対しまして１名の申込みがありました。

応募者は、星野地区の八幡与志子さん 54 歳でございます。

職業は酪農業を営んでおり、乳用牛 200 頭、肉用牛 40 頭、耕作面積 88ha の規模経営を行っている方でございます。委嘱期間につきましては、委嘱された日から令和９年８月 19 日までの前任者の残任期間となります。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。この案件は人事案件でありますので、質疑を省略し、ただちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第１号、葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第１号、葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

議　長（門場会長）

次に日程第７、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は５ページをご覧ください。

１件の申請がございます。

●●市の●●●●●●さん外１名所有の●●第●●地割字●●●及び●●第●●地割字●●●●の田２筆、畑１筆、計 1,300 ㎡を、●●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は６ページから９ページ、調査書は 10 ページ、申請地の位置図は 11 ページとなります。

なお、地区担当の木戸場推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、６番戸花委員にお願いします。

６　番（戸花委員）

現地確認の結果を報告します。

譲受人は隣接する別の所有者の農地も借り受けており、所有権移転することで、今後も一体的に利用されていくことが見込まれることから、問題はないと思われました。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

議　長（門場会長）

次に日程第８、議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。この案件は、座席番号 11 番大蛇推進委員が所有権移転の当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（11 番　大蛇推進委員　退席）

議　長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 12 ページをご覧ください。

１件の申請がございます。

●●県●●●市の●●●●さん所有の●●第●地割字●●●の畑１筆、1,605 ㎡を、●●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は 13 ページから 15 ページ、調査書は 16 ページ、申請地の位置図は 17 ページとなります。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、４番明石委員にお願いします。

４　番（明石委員）

現地確認の結果を報告します。

今回、譲り受ける方が隣接する畑の所有者で、自宅も近いこともあり、一体的に利用されていくことが見込まれることから、問題はないと思われました。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。大蛇推進委員は入室してください。

（11 番　大蛇推進委員　入室）

議　長（門場会長）

次に日程第９、議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書の 18 ページをご覧ください。

１件の申請がございます。

申請地は、●●第●●地割字●●●の畑１筆、300㎡を駐車場及び庭として転用するものでございます。貸付人及び借受人は記載のとおりです。申請書は19ページになります。右側の「４転用の目的に係る事業の資金計画」ですが、工事費、その他で200,000円であります。●●●●●さんが駐車場を整備するための用地として、使用するものでございます。

期間は、許可の日から永久となっております。20ページからは、事業計画、位置図、配置図を添付しております。23ページの調査書をご覧ください。

「４農地転用許可基準からみた意見と理由」に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、地区担当の外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、６番戸花委員にお願いします。

６　番（戸花委員）

現地確認の結果を報告します。

この案件は、駐車場の整備に伴う永久転用であります。周辺の状況からみて、駐車場に転用しても土地利用上の影響はないものと思われました。よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断しました。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

議　長（門場会長）

次に日程第10、議案第５号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は26ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

１番は、●●地区の●●●●さん所有の田１筆、1,342㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

２番は、●●地区の●●●●●●さん所有の田１筆、畑１筆、計２筆、4,092㎡を同地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

３番は、●●●●地区の●●●●さん所有の田２筆、計2,948㎡を●●地区の●●●●さんが使用貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第５号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第５号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第 11、議案第６号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号 20 番端坂推進委員が賃借人の親族となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（20 番　端坂推進委員　退席）

議　長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 27 ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

１番は、●●地区の●●●●さん所有の畑２筆、計 648 ㎡を同地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

２番は、●●市の●●●さん所有の畑１筆、893 ㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第６号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第６号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。端坂推進委員は入室してください。

（20 番　端坂推進委員　入室）

議　長（門場会長）

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 24 回総会を閉会いたします。